

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金



(10万円/1世帯)のご案内



令和3年度の住民税(均等割)が非課税の世帯については、令和4年2月から3月にかけて臨時特別給付金が支給されておりますが、新たに令和4年度の住民税(均等割)が非課税となった世帯にも給付金が支給されます。(既に3年度の給付金を受け取っている世帯は対象となりません。)

また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)に関しては、引き続き令和4年9月末日まで申請を受け付けています。

令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

(1)世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

●対象となる世帯には既に確認書を送付し、支給を終えています。

(2)世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

●給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書に必要事項を記入し、令和3年12月10日時点でお住まいの市区町村に提出してください。



令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯(未支給の世帯のみ)

(1)世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

●対象となる世帯には、令和4年6月1日時点でお住まいの市区町村から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。確認書の内容を確認して、市区町村に返信してください。

(2)世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

●給付金を受け取るには申請が必要です。申請書に必要事項を記入し、令和4年6月1日時点でお住まいの市町村に提出してください。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

●給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書に必要事項を記載して、申請時にお住まいの市区町村に提出してください。

※ 住民税非課税世帯相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。幌延町の場合、単身者93万円以下、母と子1人137万8千円以下などです。

申請書が必要な方や、詳しく内容をお知りになりたい方は、役場住民生活課生活グループ(電話:5-1112)へお問い合わせください。